

帯広市「地域おこし協力隊員（会計年度任用職員）」募集要項 （観光振興担当）

帯広市は、北海道東部の十勝（とかち）地方のほぼ中央に位置する、人口約16万人のまちで、国立公園に指定された日高山脈周辺の豊かな自然環境を生かしたアウトドアコンテンツや、国内屈指の日照時間という恵まれた条件下で育った農畜産物を活用した食文化、140年前の帯広開拓時から馬とともに歩んできた歴史をルーツとした世界で唯一の「ばんえい競馬」等、地域資源を活かした様々なコンテンツを有している地域です。

上記のような地域の魅力を更に磨き上げ、アウトドアの聖地「十勝」に向けた新たな取組として、当市はアドベンチャートラベル(アクティビティ、自然、異文化体験の3要素のうち2つ以上を含む旅行形態。以下、『AT』。)を推進します。

十勝・帯広市の観光振興・経済活性化に向けた地域の新たな魅力発掘やコンテンツの磨き上げ等を行い、当市の魅力を我々と一緒に発信していただける方を、次のとおり募集いたします。

1 募集人数

1名

2 応募条件

- (1) 3大都市圏の都市地域または政令指定都市に在住しており、採用後に帯広市に住民票を移し居住できる方。
(総務省が定める地域おこし協力隊推進要綱の地域要件を満たす方。)

※詳しくはお問い合わせください。

- (2) 必要資格・経験

①普通自動車免許を有する方。

②パソコン（ワード、エクセル等）、スマートフォンの操作ができる方。

③ATの主なターゲットが欧米豪であることから、業務遂行可能な英語力（TOEIC700点以上相当※）を有する方。

※英語でのメールのやりとり、日常会話ができること

④観光やアウトドア活動に関する大学・短大・専門学校等を卒業（見込み）された方、または観光やアウトドアに関する事業所等での実務経験（短期雇用含む）のある方が望ましい。

- (3) 地域おこし協力隊として令和7年度末まで誠実に業務ができる方

- (4) 上記（1）～（3）に関わらず、地方公務員法第16条の欠格事項に該当する場合は、応募できません。
(以下、地方公務員法第16条抜粋)

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・帯広市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 業務・活動内容

- (1) ATコンテンツ・ツアー造成に向けた十勝・帯広の新たな魅力発掘及び既存の観光コンテンツの磨き上げ
- (2) AT・アウトドアをはじめとした観光コンテンツの情報収集及びプロモーション業務
- (3) スルーガイド育成等、地域の受入体制強化に関すること
- (4) 関係機関（行政機関、観光協会、地域事業者等）との連絡・調整
- (5) その他観光振興に関する業務

4 活動地域

帯広市（帯広市役所を拠点として活動します）

5 任期・身分

(1) 任期

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

※ただし、業務が継続し、勤務成績が良好な場合は、翌年度1年間再度任用することができます。（再度任用の上限回数2回、最長で通算3年目の年度末を限度とします。）

※移住に伴う手続き等で4月1日からの勤務が難しい場合は、相談の上、4月1日から5月1日までの間で勤務開始日の変更が可能です。

(2) 身分

帯広市会計年度任用職員

6 勤務日及び勤務時間

(1) 勤務時間

週29時間

原則として8時45分～17時（7時間15分勤務）、月曜日～金曜日の内、週4日勤務を基本とします。ただし、必要に応じて時間外勤務及び休日勤務を行うことがあります。

(2) 休日等

週休3日（土日含む）、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

(3) その他

勤務時間外での兼業が可能です。ただし、以下の場合は兼業が認められません。

- ・兼業先に勤務時間を割くことによって、職務の遂行に支障をきたす恐れがある場合
- ・兼業先との間に特別な利害関係またはその発生の恐れがあり、職務の公正さを欠く業務に従事する場合
- ・兼業することが、公務員としての信用を傷つけ、または不名誉となる恐れがある場合

7 給与・賃金等（予定金額※3）

月額341,600円（通勤費用及び時間外勤務手当支給、賞与なし）

※1 社会保険料、雇用保険料等の本人負担分が控除されます。

※2 月途中で採用となった場合、採用月の報酬は日割り計算された金額となります。

※3 給与額は帯広市令和7年度予算案の議決により正式決定されるため、予定金額となります。

8 待遇・福利厚生

- (1) 社会保険等（厚生年金・健康保険・雇用保険）が適用されます。
- (2) 帯広市までの交通費、引越費用、住居費、建物火災保険料、生活備品、光熱水費、その他経費は本人負担となります。

9 応募手続き等

- (1) 提出書類
 - ①履歴書（志望の動機及び自己PRを含むもの、写真貼付、携帯電話、メールアドレスを記入すること）
 - ②企画書（「帯広・十勝の地域特性を活用した観光振興」、A4用紙1～2枚）
 - ③住民票（写し可。2-(1)の要件を満たすか確認するためのもの）※提出いただいた応募書類は返却しません
- (2) 提出期限
令和7年2月10日（月）必着
- (3) 提出方法
郵送またはEメール（FAX不可）。なお、Eメールで提出する場合は、第2次選考時に原本を提出すること。
- (4) 受付場所
〒080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市観光交流課
TEL：0155-65-4169 FAX：0155-23-0172
E-mail：tourism@city.obihiro.hokkaido.jp

10 選考

- (1) 書類選考（第1次選考）
書類選考の結果を応募者全員に文書で通知します。（2月14日（金）発送予定）
- (2) 面接試験（最終選考）
第1次選考合格者を対象として、2月17日（月）から2月26日（水）までの期間に帯広市役所またはオンラインで面接試験を実施します。
 - ※1 詳細は、第1次選考結果を通知する際にお知らせします。
 - ※2 試験日は、第1次選考結果通知時に、上記期間内で受験者と市担当者で調整の上、決定いたします。
 - ※3 最終選考のために必要な交通費等は個人負担となります。

11 最終選考結果の報告

最終選考の結果は、受験者全員に文書で通知します。（3月7日（金）発送予定）

12 その他

募集に関する質問は、9（4）までご連絡ください。